

千代田町東部運動公園サッカー場ネーミングライツパートナー募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、東部運動公園サッカー場のネーミングライツ（施設命名権）に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2. ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの定義

ネーミングライツは、町所有の施設やイベント等に提案者の企業名や商品名などを冠した愛称を付与する権利であり、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下、「ネーミングライツパートナー」といいます。）は、町にその対価（以下、「ネーミングライツ料」といいます。）を納めていただきます。

ただし、この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称は変更しないものとします。

(2) ネーミングライツパートナーにとっての導入効果

企業名や商品名の宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の魅力が向上することにより地域社会の活性化に貢献することができます。

3. 募集の内容

(1) 対象施設

東部運動公園サッカー場

所在地：千代田町大字上五箇600番地の1

施設概要

◎供用開始年月日 平成9年4月1日

◎施設規模

面積 約38,000㎡

◎施設内容

天然芝1面、駐車場86台

(2) 年間来場者数（平成29年度実績）

6,877人

※過去の実績であり将来にわたっての数を確約するものではありません

(3) 希望するネーミングライツ料の金額

年額30万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約日より3～5年の期間とします。ただし、令和元年度は年度途中から開始することから、令和2年3月31日をもって1年としますが、ネーミングライツ料については月割りとします。

(5) 費用負担

名称変更に伴い発生する費用の負担については、次のとおりとします。

区分	千代田町	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板の表示変更（既存） *1 *2		○
敷地内外の看板の表示変更（新設） *2	協議により決定	
町が作成する印刷物及び町のホームページの表示変更 *3	○	
協定期間終了後の原状回復		○

※ネーミングライツパートナーの費用負担はネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

- * 1 看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、町と協議のうえ決定します。
- * 2 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- * 3 パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。

(6) 愛称

愛称より社会体育施設であることが連想できるようなものとし、東部運動公園サッカー場の設置目的にふさわしい名称とします。ただし、次に掲げる内容は付することができません。

- ア 公共性、中立性及び町の品位を損なうおそれのあるもの
- イ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- エ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- オ 政治活動又は宗教活動に関するもの
- カ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- キ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ク 住民の健康を害するおそれのあるもの
- ケ その他適当でないと町長が認めるもの

4. 応募資格

「千代田町ネーミングライツパートナー事業実施要綱」に定める法人又は団体とします。
なお、団体で応募する場合は、代表する法人を1者選定してください。

5. 募集方法

(1) 募集期間

令和元年6月1日から令和元年7月19日まで募集を行います。

(2) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、団体で応募する場合は、団体を構成するすべての法人について提出してください。

- ア ネーミングライツ事業実施申込書
- イ 法人等の概要を記載した書類（企業パンフレット等）
- ウ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- オ 貸借対照表及び損益計算書並びに事業収支報告書（直近１年分）
- カ 納税を証明する書類（直近１年分）
 - a 町税の納税証明書（町内に事業所等を有する場合）
 - b 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 提出方法

持参又は郵送により下記の提出先まで提出してください。持参する場合には、午前８時３０分から午後５時１５分の間（月曜日を除きます）に提出先まで持参してください。

(4) 提出先

〒３７０－０７２６

群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇６００番地の２
教育委員会事務局 スポーツ振興係

(5) 質問の受付等

応募にあたり質問がある場合には、質問事項を記載した文書（任意様式）をＦＡＸ又は電子メールで受け付けます。

質問の送付先 ＦＡＸ：０２７６－５２－８８３１

E-mail：soutai@town.chiyoda.gunma.jp

(6) その他

- ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- イ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、情報公開条例に基づき公開の対象となります。
- ウ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格などを審査するため、町の関係職員により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉者の選定

選定委員会において、提出のあった申込書及び添付書類に基づき、応募者、名称、応募金額、社会貢献の実績等を総合的に審査し、優先交渉者を選定します。応募者が

1 者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

(3) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

町は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー、東部運動公園サッカー場の愛称、ネーミングライツ料について公表します。

7. 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する契約書を取り交わすものとします。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーは、当該施設に係る次回の募集について、優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

8. その他

(1) 決定された愛称の周知及び使用について

決定された愛称については、町が速やかにPRを図るものとします。ただし、印刷物等については、愛称決定後に作成するものについて対象とします。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称変更は原則として認めません。

9. 問い合わせ先

千代田町役教育委員会 スポーツ振興係

〒370-0726 群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇 6 0 0 番地の 2

TEL:0276-86-3012 FAX:0276-52-8831

E-mail:soutai@town.chiyoda.gunma.jp